

第4期中期計画の変更（案）について

- 昨年11月、会計検査院から水産庁に対し、当信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適正な規模のものとなるよう改善の措置が要求されたところ。

- この会検指摘を受けた水産庁からの指示を踏まえ、
 - ① 国庫に88億6,947万円を納付する（令和2年度に50億617万6千円、3年度に38億6,329万4千円）
 - ② 協会へ3億4,020万円を令和2年度に払い戻す
旨を中期計画において記載。
（中期計画第3の6：不要財産等の処分に関する計画）